

令和6・7年度入札参加資格審査申請における申請様式の変更について（大多喜町）

令和6・7年度入札参加資格審査申請における団体個別書類について、令和7年4月1日から「大多喜町」について以下のとおり様式が変更となります。

なお、本変更に係る入札参加資格審査申請マニュアルは[こちらから](#)ご確認ください。

1 委任状(業種毎に1枚・押印不要)

令和7年4月1日より「使用印鑑届兼委任状」を廃止し、「委任状」の提出に変更となります。

委任する場合のみ、対象の各団体・業種毎に1枚ずつ提出してください。

委任しない場合、印刷時に出力されないため提出は不要です。

審査後、団体から返却しないため、返信用封筒は不要となります。

上記変更は、令和7年4月1日以降に印刷を行う申請書類に適用されます。

◆委任状・使用印鑑届兼委任状の提出条件（令和7年4月1日）

番号	書類名	摘要	対象団体
1	委任状	・委任する場合のみ必要 ・業種毎に1部・押印不要 ・返信用封筒は不要 ・審査後、団体からの返却はありません	千葉県、旭市、我孫子市、いすみ市、一宮町、市原市、浦安市、大網白里市、 大多喜町 、御宿町、勝浦市、香取市、木更津市、君津市、鋸南町、九十九里町、神崎町、栄町、佐倉市、山武市、酒々井町、芝山町、白子町、白井市、匝瑳市、袖ヶ浦市、多古町、館山市、千葉市、銚子市、長生村、長南町、東金市、東庄町、富里市、長柄町、習志野市、成田市、富津市、南房総市、睦沢町、茂原市、八街市、八千代市、横芝光町、四街道市、かずさ水道広域連合企業団 計47団体
2	使用印鑑届 兼 委任状	・委任の有無を問わず必要 ・業種毎に2部・要押印 ・団体毎に返信用封筒1部を添付 ・審査後、団体から1部返却されます	市川市、印西市、柏市、鎌ヶ谷市、鴨川市、流山市、野田市、船橋市、松戸市、北千葉広域水道企業団 計10団体

※提出する『返信用封筒』の数は、本表および『申請(委任)状況一覧』の附表(システムから出力される様式)で確認してください。